

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第14号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第9号中「，右京図書館」を削る。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)